平成２９年（フ）第１５４号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町1973番地４、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字神保原町449番地22
債務者　大和田誠一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3327番地６エステートハイム106号
債務者　大和田径美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５９号
埼玉県児玉郡神川町大字中新里233番地１
債務者　宮澤　健一
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１６０号
埼玉県児玉郡神川町大字中新里233番地１
債務者　宮澤　一江
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７号
愛媛県大洲市田口甲1900番地２コーポセルピエ103号
債務者　佐々木厚知
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２８８号
栃木県さくら市フィオーレ喜連川３丁目６番１号
債務者　瀬名泰志こと　金　　志泰
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０６号
栃木県栃木市神田町20番18号
債務者　峰岸えり子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１２２号
大阪市東淀川区南江口２丁目７番25号　シャトラン南江口　202号
債務者　川田　三香（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０９号
大阪府八尾市八尾木２丁目14番地
債務者　白木原紀子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４６号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―109号
債務者　芦田　健一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１号
静岡市駿河区西大谷12番地の５　医療法人社団秀慈会介護老人保健施設萩の里、住民票上の住所静岡市駿河区丸子４丁目８番２号
債務者　谷　　徹
法定代理人成年後見人　久保田達也
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１９号
静岡市清水区袖師町560番地の３　望月克文貸家Ｆ号室、旧住所静岡市清水区八坂北２丁目８番11号　シティーハイツ・ヤサカキタ
債務者　芹澤　和秋
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３５号
静岡市清水区三保71番地の32
債務者　牧瀬　　優
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
愛媛県大洲市阿蔵甲1879番地２フレグランス若葉202号
債務者　中野　順子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４３９号
静岡県浜松市北区初生町1006番地の１　プレシャスハウス、前住所静岡県浜松市中区高丘東３丁目43番32号　メゾン青葉台Ｎｏ．３102
破産者　野末　夏彦
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係